

滋賀県希望が丘文化公園活性化等検討懇話会設置要綱

(目的)

第1条 希望が丘文化公園基本計画（平成30年3月策定）に基づき、滋賀県希望が丘文化公園（以下「公園」という。）の文化ゾーンおよび野外活動ゾーン（以下「東エリア」という。）を中心に公園全体の活性化にかかる方策等について検討し、また、活性化にかかる方策等の実現を含む公園全体の効果的・効率的な管理運営の方針について検討するにあたり、各分野の専門家や関係者等の幅広い意見を反映させていくために、滋賀県希望が丘文化公園活性化等検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇話会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 東エリアを中心に公園全体の活性化の方策等に関する意見・助言
- (2) 公園の活性化にかかる方策等の実現を含む公園全体の効果的・効率的な管理運営の方針に関する意見・助言
- (3) その他、上記(1)(2)にあたり必要と認められる事項に関する事

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる委員で構成する。

- 2 懇話会に、座長を置く。
- 3 座長は、委員の互選によって定める。
- 4 座長は、懇話会の会議の議長として会議の進行を行う。
- 5 座長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が座長を代理する。

(会議)

第4条 懇話会の会議は、文化スポーツ部長が招集する。

- 2 文化スポーツ部長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(運営)

第5条 懇話会の運営に必要な事務は、文化スポーツ部文化芸術振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成 30 年 12 月 12 日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、令和元年 10 月 25 日から施行する。

付 則

この要綱の改正は、令和 4 年 5 月 12 日から施行する。